委託業務共同企業体協定書

第１章　総則

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

１　徳島市上下水道局の発注に係る

（当該業務内容の変更に伴う業務委託を含む。以下「業務委託」という。）の請負

２　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）を称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する業務委託の履行完了後、１年を経過するまでの間は解散することができない。

２　当企業体は、第１条に規定する業務委託を請け負うことができなかったときは、前項の規定に関わらず、当該業務委託に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成する企業の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成企業は次のとおりとする。

 住所

 名称又は商号

 住所

 名称又は商号

（代表企業の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第７条　当企業体の代表企業は、第１条に規定する業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託代金（前払金及び部分払代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第２章　出資及び経営

（構成する企業の出資の割合等）

第８条　構成する企業の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について委託者と契約内容の変更増減があっても、構成する企業の出資の割合は変わらないものとする。

 名称又は商号 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

 　名称又は商号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成する企業が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する業務委託の実施に当たるものとする。

（構成企業の責任）

第１０条　構成企業は、第１条に規定する業務委託の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、代表企業の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第３章　決算

（決算）

第１２条　当企業体は、第１条に規定する当該業務委託について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成する企業に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成する企業が負担するものとする。

第４章　雑則

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成企業の脱退に対する処置）

第１６条　構成する企業は、当企業体が第１条に規定する業務委託を完了する日までは脱退することができない。

（解散後の受注者の責めに帰すべき事由による場合の責任）

第１７条　当企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務委託につき受注者の責めに帰すべき事由による場合があったときは、構成する企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　外　　　社は　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証しとしてこの協定書３通を作成し、各通に構成する企業が記名押印し、各自所持するとともに、徳島市上下水道局へ申請書類として１通提出するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

 共同企業体代表企業

　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　名称又は商号

　　　　　　　　　　代表者氏名

印

 構成企業

　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　名称又は商号

　　　　　　　　　　代表者氏名